

建設工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について

町は、令和7年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

(令和7年4月1日以降の入札公告又は指名通知の案件に適用します。)

記

1 建設工事に係る入札における最低制限価格について

(対象) 2,500万円未満の建設工事

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（10%）を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の99%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 一般管理費の68%の額

2 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格について

(対象) 2,500万円以上の建設工事

(改正後の算定方法)

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（10%）を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の99%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 一般管理費の68%の額